

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成23年12月7日  
照会部署名 川崎年金事務所適用調査課  
照会担当者 アシスタントインストラクター(適用調査課長) 藤 亨  
連絡先 [REDACTED]  
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 桜井 芳一

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2011-115	本部受付番号 No. 2012-5
-------------------------	-------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

1月遅れで通勤手当が支払われる場合の報酬月額のとらえ方について

(照会に係る諸規定等の名称、条文番号)

健康保険法第42条

厚生年金保険法第22条

疑義照会回答【2010-575】【2010-600】

(内容)

A市に関連する団体に勤務する職員の給与規定によれば、通勤手当について、電車にかかる分は6ヶ月定期券相当額が採用月の翌月から半年ごとに、バスにかかる分は定額のバス通勤手当が採用月の翌月から毎月支払われることになっています。

具体的には、平成23年4月1日採用の職員に対して、4月支払分給与は通勤手当が含まれず、5月支払分は4~9月の6ヶ月定期券相当額と1ヶ月分(4月通勤分)のバス通勤手当(定額)が支払われ、6月支払分は1ヶ月分(5月通勤分)のバス通勤手当(定額)が支払われています。

これまで年金事務所では、このような場合の取得時報酬について、6ヶ月定期券相当額の6分の1と1ヶ月分のバス通勤手当(定額)を含めて届出

るよう、また、算定基礎届については、4月報酬月額は4月に実際に支払った額に6ヶ月定期券相当額の6分の1を加算し（バス通勤手当を含めず）作成するよう、5月以降の報酬月額は（バス通勤手当を含む）実際の支払額に6ヶ月定期券相当額の6分の1を加算して作成し届出するよう指導してきました。

しかしながら、以上 の方法で標準報酬月額を決定した場合、4月支払報酬にバス通勤手当を含めず定時決定をするため、9月分以降実際に支払われる報酬とは食い違う、取得時報酬より等級が低い標準報酬月額で決定されてしまう事象が発生しています。また、定時決定において、電車通勤にかかる手当は4月に遡って報酬支払額に算入し、バス通勤手当は遡らず支払月当月に算入することになり整合性がとれないとの指摘もあります。

それであれば、4月分の取得時報酬は通勤手当を一切含めずに決定し、翌5月通勤手当の支払が始まったことをもって固定的賃金の上昇とみなし、取得月から5ヶ月目の8月に随時改定に該当するかどうか、該当しない場合、通勤手当を含まない4月分報酬と按分した通勤手当を含む5・6月分報酬で9月分以降の標準報酬を定時決定していく方が、実際の支払額と食い違ったとしても納得していただきやすいのではないかと思われますが、正しい取扱いについてご教示ください。

#### （ブロック本部回答）

資格取得時報酬月額について、健康保険法第42条によると資格取得時の報酬月額は、一定期間により報酬が定められている場合、被保険者となった日現在の報酬の額をその期間のその総日数で除して得た額の30倍に相当する額とされている。

今回の事例をあてはめた場合、被保険者となった日現在の報酬月額を『4月に実際に支払われる給与のみのことを指すのか』、それとも『4月分として支払われるバス代および4月定期代を含めた額を指すのか』により、定時決定か随時改定で扱うか判断が相違する。

- ・4月に実際に支払われた給与のみで資格取得時決定した場合  
⇒実際に手当の支払いが開始された5月を起算月とした随時改定を行う。
- ・4月分として支払われるバス代及び定期代を含め資格取得時決定を行うこととした場合  
⇒定期代、バス代は、本来支払われる月に振り分けられるため4月、5月、6月の報酬月額の平均をとり、算定により9月以降の標準報酬月額を決定する。

なお、疑義照会回答2010-600では、取得月分の手当が「明らか

に支給されない場合」の取り扱いが示されている。ただし、今回の事例については、取得月分の手当では支払われるが、給与規定により翌月に支払われることとなっている点で相違している。

また、疑義照会回答2010-575により通勤手当を該当する月に振り分けて算定する方法が示されているが、当該事例については、「明らかに9月以降受けるべき報酬とは相違する場合」の判断となっているため、今回の事例に当てはまらない。

通勤手当の取り扱いは、昭和27年12月4日保文発第7241号により、実態や実情に基づき判断するものと解される。

よって、今回の事例については、給与規定により通勤手当が取得月に支払われないことが明白であるため、手当が支給される5月を起算月として随時改定の要否を判断することになると考えられるが、本案件については諸規定等によって明らかにされていないため、当ブロックの見解でよろしいかどうか機構本部に照会いたします。

(給与、手当の支払い状況)

月	支 払 状 況		
4月	給 与		
5月	給 与	4月分バス代	4月～9月分電車定期代
6月	給 与	5月分バス代	
7月	給 与	6月分バス代	
8月	給 与	7月分バス代	
9月	給 与	8月分バス代	

回答日 平成24年1月12日

回答部署名 南関東ブロック本部適用徴収支援部適用支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター（グループ長） 軽部 美治

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

所属部署の長の確認

今泉礼三

(本部回答)

資格を取得した際の報酬については、健康保険法第42条第1項第1号、厚生年金保険法第22条第1項第1号では「月、週その他一定期間によって報酬が定められる場合には、被保険者の資格を取得した日の現在の報酬の額をその期間の総日数で除して得た額の三十倍に相当する額」により決定すると規定されています。ここでいう「被保険者の資格を取得した日の現在の報酬」とは取得時に適用される給与規定等により支給することが明確である報酬と解るべきであり、実際の支給が翌月になる場合であってもこれを除外して算定することはできません。

したがって、本件の被保険者の資格取得時の報酬については、電車とバスの通勤手当の1月分を基に加算して算定することになります。

また、定時決定における各月の報酬については、原則としてその月に受けた報酬により算定するため、バスの通勤手当については、各月に支給された手当をそのまま加算することになります。

しかし、電車の通勤手当については、4月分から9月分までの手当をまとめて5月に支給していることから、本来4月に支給すべき手当を5月に支給していると考え、5月に支給された手当を6で除した額を4月から6月の各月の報酬に加えて算定することになります。

回答日 平成24年 1月31日  
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ  
回答作成者 (一 般) 小玉 幸夫  
連 絡 先  
メールアドレス

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

岡村

(回答提供先)

<input type="radio"/>					<input type="radio"/>
機 構 L A N 掲 載	相 談 セ ン タ ー	社 労 士 会	健 保 協 会	年 金 局	H P 掲 載